

低圧スタンダードプラン

(主契約料金条件)

2026 年 11 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

低圧スタンダードプラン

目 次

本 則..... 1

1 適 用..... 1

2 契 約 種 別..... 1

3 適 用 範 囲..... 1

4 供給電気方式，供給電圧および周波数..... 1

5 契約負荷設備..... 1

6 契 約 電 力..... 1

7 季 節 区 分..... 2

8 料 金..... 2

9 そ の 他..... 3

附 則..... 4

本 則

1 適 用

この低圧スタンダードプラン料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，低圧スタンダードプランといたします。

3 適 用 範 囲

電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）12（需要区分）(3)に該当する需要で，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

なお，この料金条件から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として，この料金条件を適用いたしません。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定めるところによるものといたします。

5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

6 契 約 電 力

契約電力は，需給条件13（契約容量および契約電力）(2)に準じて定めま

す。

7 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、需給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,282円52銭
---------------	-----------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	26円51銭	25円07銭

(3) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって需給条件別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（需給条件13〔契約容量および契約電力〕(2)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定めるところの基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けであるものについては90パーセント、取り付けでないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(4) そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

9 そ の 他

この料金条件にもとづく需給契約を開始後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

附 則

1 実 施 期 日

この料金条件は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 この料金条件の実施にともなう経過措置

この料金条件にもとづく、2026年11月の検針日の前日まで（2026年11月の検針日より前に需給契約が消滅した場合は、その消滅日の前日までといたします。）の料金は、本則 8（料金）にかかわらず、次によって算定された基本料金、電力量料金および需給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、需給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,183円71銭
-----------------	-----------

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはそ

の他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	25円97銭	24円53銭

(3) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって需給条件別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（需給条件13〔契約容量および契約電力〕(2)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定めるところの基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(4) そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。